

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称		長久手市民間保育所補助金				担当部課	子ども部子ども未来課		
基本情報	支出根拠		補助要綱	有	長久手市民間保育所補助金交付要綱				
			根拠法令等	無					
	総合計画	基本目標	2 子どもが元気に育つまち-子ども			会計区分	一般会計		
		政策	2-3 子どもの健やかな成長を支える環境の整備			予算区分	3-2-4 保育園費		
		施策	2-3-2 安心して子どもが過ごせる場の整備			中事業名	民間保育所運営補助事業		
	補助制度開始年度		平成24 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度	細節名称	補助金		
	交付先(団体名)又は対象者		児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置された市内の民間保育所の設置者			交付年数【※】	11～15年		
	会員数【※】		6施設		令和6年4月1日現在	会費【※】	なし		
	他団体への交付【※】		制度上不可能			制度の周知方法【※】	周知せず		
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和6年度					
			例外規定	3(4)エ(イ)・・・民間事業者の参入を促進するために市が設置し、継続的な運用が求められる→必要な額の交付を認める					
	最新年度の補助内容		補助対象経費	保育士の雇用に関する経費等					
補助対象事業費の総額			140,875,000円	補助金額	140,875,000円	事業全体の補助率	100%		
特記事項			要綱別表参照						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 民間保育所における保育内容の充実及び安定した保育所の運営を図る。				
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 要綱別表参照				
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R3年度実績 (2021)	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度予定 (2024)	
		アスクはなみずき保育園 24,070,700円 アートチャイルドケア長久手保育園 4,950,110円 アインながくて保育園 18,902,000円 コロボックル長久手保育園 13,885,748円	アスクはなみずき保育園 22,671,700円 アートチャイルドケア長久手保育園 3,719,260円 アインながくて保育園 15,561,412円 コロボックル長久手保育園 13,638,355円	アスクはなみずき保育園 23,815,500円 アートチャイルドケア長久手保育園 3,494,550円 アインながくて保育園 19,424,136円 コロボックル長久手保育園 13,792,678円	アスクはなみずき保育園 32,847,600円 アートチャイルドケア長久手保育園 9,565,600円 アインながくて保育園 23,357,000円 コロボックル長久手保育園 14,409,348円 てとろ北保育園 28,497,900円 ALL4KIDS ナーサリースクール長久手 32,196,800円	
		補助対象事業費	61,808,558円	55,590,727円	60,526,864円	140,875,000円
		補助金額	61,808,558円	55,590,727円	60,526,864円	予算額 140,875,000円
		財源	国及び県	9,400,000円	5,264,000円	5,564,000円
	市(一般財源)		52,408,558円	50,326,727円	54,962,864円	131,565,000円
	その他					
	補助金等の効果 ※今年度は予定		保護者等の多様な保育ニーズに応えるとともに、認可保育所等の受入れ不足を補っている。	保護者等の多様な保育ニーズに応えるとともに、認可保育所等の受入れ不足を補っている。	保護者等の多様な保育ニーズに応えるとともに、認可保育所等の受入れ不足を補っている。	保護者等の多様な保育ニーズに応えるとともに、認可保育所等の受入れ不足を補っている。
	今後の方向性・担当部署の自由意見		多様なニーズ等に応えるため、引き続き実施する。			

【※】欄は、団体補助のみ

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	本事業は民間保育所における保育内容の充実及び安定した保育所の運営を目的に行っており、市の施策と整合性はとれているため。	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	市内の民間保育所運営を支援するものであり、欠かせないものであると考えるため。	
	市民ニーズは認められるか	○		
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○	継続的、安定的な事業遂行に必要であるため。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○		
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	—		
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○		
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○		
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○		
	市の施策的課題の解決につながるものか	○		
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○		
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○		
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○		
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○		
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	○		
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	○		
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	×	補助対象者が限定されるため。	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○	愛知県が監査を実施している。	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	×	類似事業が無い。	
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A			

【※】欄は、団体補助のみ

別表(第3条、第8条関係)

番号	補助事業	内容	補助対象経費	補助基準額	補助額
1	1歳児保育事業	愛知県1歳児保育実施費補助金交付要綱に基づき交付する事業	施設型給付費交付基準による必要保育士数を超えて加配した1歳児保育に従事する保育士等の雇用に要する経費	各月初日現在の児童数に次の3歳未満児入所率区分毎の月額単価を乗じて得た額の合計 (1) 30%以上40%未満 月額 6, 000円 (2) 40%以上 月額12, 000円	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
2	低年齢児途中入所円滑化事業	愛知県低年齢児中途入所円滑化事業費補助金交付要綱に基づき交付する事業	施設型給付費交付基準による必要保育士数を超えて低年齢児(0～2歳児)の途中入所に対応するために、あらかじめ配置した保育士等の雇用に要する経費	低年齢児中途入所担当保育士の各月の受入可能児童数に次の月額単価を乗じて得た額 (1) 1・2歳児1人当たり 28, 000円 (2) 乳児1人当たり 56, 000円 ただし、担当保育士1人当たり年500, 000円を上限とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
3	延長保育事業	子ども・子育て支援交付金交付要綱(延長保育事業)に基づき交付する事業	施設型給付費交付基準による必要保育士数を超えて延長保育の実施に必要な保育士に要する経費	延長保育事業 (1) 保育短時間認定 各施設が設定した短時間認定児の保育を行う時間の前後で延長保育を実施する場合は、前後それぞれで延長保育時間を算定し、延長時間内の1日当たりの平均対象児童数(以下「平均対象児童数」という。)が1人以上いること。 在籍児童1人当たり年額 ア 延長時間が1時間以上 20, 200円 イ 延長時間が2時間以上 40, 400円 ウ 延長時間が3時間以上 60, 600円 (2) 保育標準時間認定 1事業当たり年額 ア 開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施し、延長時間内の平均対象児童数が1人以上 600, 000円 イ 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施し、延長時間内の平均対象児童数が6人以上 1, 760, 000円	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
4	一時保育事業	一時保育(一般型)の実施に係る経費に対し助成を行う事業	一時保育の実施に必要な保育士に要する経費	年間延べ利用児童数により区分される次に定める額 1か所年額 2, 833, 000円(300人未満) 3, 105, 000円(300人以上) ただし、1日当たり4時間未満の利用児童については、2人で1人と算定すること。 また、年間延べ利用児童数が25人に満たない保育所は、補助対象とならない。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
5	障がい児保育事業	障がい児を受け入れるために係る経費に対し助成を行う事業	障がい児保育の実施に必要な保育士の雇用に要する経費	障がい児保育を担当する保育士数に次の年額単価を乗じた額の合計(各クラス年齢1人を上限とする。) 長久手市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する保育士大卒者1人の年収に相当する額 年額 3, 000, 000円 ただし、事業の開始又は中止が年度の途中となる場合は、年額に事業実施月数を乗じ、12で除して得た額を基準額とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
6	3歳未満児保育促進事業	3歳未満児の受け入れ及び保育に係る経費に対し助成を行う事業	3歳未満児の受け入れ及び保育の充実に要する経費	各月初日現在の児童数に次の月額単価を乗じて得た額の合計 (1) 0歳児1人当たり 13, 000円 (2) 1歳児1人当たり 7, 000円 (3) 2歳児1人当たり 5, 000円	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。

別表(第3条、第8条関係)

番号	補助事業	内容	補助対象経費	補助基準額	補助額
7	加配保育士配置事業	職員の処遇と資質の向上に係る経費に対し助成を行う事業	年休の行使、休憩時間の確保、健康診断の受診、研修の受講等でクラス担任と入替りに必要な保育士に要する経費	加配保育士数に次の年額単価を乗じた額の合計 長久手市会計年度任用職員1人の年収に相当する額 年額2, 932, 000円 ただし、雇用の開始又は中止が年度の途中となる場合は、年額に雇用月数を乗じ、12で除して得た額を基準額とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
8	検診実施事業	児童の健康の維持及び向上に係る経費に対し助成を行う事業	嘱託医及び児童の検診の実施に要する経費	次の(1)、(2)及び(3)により算出された額の合計額 (1) 内科医 委託料年額 260, 000円 報償費 850円×延べ受診児童数 (2) 歯科医 委託料年額 90, 000円 報償費 650円×延べ受診児童数 (3) 耳鼻科医 委託料年額 110, 000円 報償費 650円×延べ受診児童数	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額
9	保育所維持管理事業	保育所の安定した運営実施に係る経費に対し助成を行う事業	土地及び建物の貸付を受けて保育所を運営する場合に要する経費	長久手市借地基準に準じ、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 土地 当該年度の固定資産税課税標準額(円)×5. 5／100 (2) 建物 愛知県子育て支援対策基金事業費補助金の賃借物件による保育所整備事業における改修費等補助で計上した対象経費(円)×5. 5／100 ただし、(1)及び(2)とも保育所の開所又は閉所が年度の途中となる場合は、当該合計額に開所月数を乗じ、12で除して得た額を基準額とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、補助額の上限は500万円とする。
10	敷地外保護者用駐車場用地確保事業	保育所の安定した運営実施に係る経費に対し助成を行う事業	土地の貸付を受けて保育園敷地外に保護者用駐車場を確保する場合に要する経費	長久手市借地基準に準じ、次により算出された額 当該年度の固定資産税課税標準額(円)×5. 5／100 ただし、保護者用駐車場以外の用途と併用して確保している場合は、保護者用駐車場として使用している駐車台数に応じて課税標準額を按分する。 また、駐車場の賃貸借契約及び解約が年度の途中となる場合は、当該額に契約月数を乗じ、12で除して得た額を基準額とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額の1／2 ただし、補助額の上限は50万円とする。
11	自動体外式除細動器(AED)設置等事業	児童等の安全の確保に係る経費に対し助成を行う事業	自動体外式除細動器(AED)設置等に要する経費(消耗品、バッテリー交換費用含む。)	自動体外式除細動器(AED)設置等に要した額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額の1／2 ただし、補助額の上限は20万円とし、千円未満は切り捨てとする。
12	休日保育実施事業	市内の保育所等に入所している児童のうち、休日において家庭での保育が困難で、継続的に保育を必要とする児童の保育を実施する事業	休日保育の実施に必要な保育士を雇用するために必要な経費	休日保育対応保育士数に次の年額単価を乗じた額の合計 年額3, 350, 000円 ただし、補助基準額から子ども・子育て支援法第27条に基づき給付される休日保育加算額を差し引いた額を基準額とする。	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額 ただし、千円未満は切り捨てとする。
13	保育所等業務効率化推進事業	保育所等における業務のICT化を行うためのシステムを導入する事業	保育所等業務効率化推進事業を実施するために必要な経費	保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業)の交付が採択された場合にその補助基準額 ※保育業務支援システム導入経費基準額 1か所当たり 1, 300, 000円以内(導入する機能数による)	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額の3／4 ただし、千円未満は切り捨てとする。